

居宅介護支援事業所運営規定

居宅介護支援事業所王子

第1条（目的）

医療法人王子総合病院が開設する居宅介護支援事業所王子（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護状態または要支援状態等（以下、「要介護状態等」という。）になった利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じた適切な保健・医療サービス及び福祉サービス（以下、「居宅サービス等」という。）が利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供できるよう支援を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所王子
- (2) 所在地 苫小牧市若草町3丁目4番8号

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- (2) 介護支援専門員 3名以上（常勤職員、管理者を含む）

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等の連絡調整など介護支援サービスの提供業務にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。（但し、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 平 日 ： 午前8時30分から午後5時15分までとする。

第6条（居宅介護支援の提供方法及び内容）

- (1) 相談体制

事業所内に相談室を設備し、利用者からの相談に適切に対応する。

- (2) 課題分析の種類

利用者に対する居宅介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方法については、「居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）」等とする。

(3) 居宅介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

居宅介護サービス計画等に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画等に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者宅等において適宜開催する。

(5) 在宅訪問

居宅介護サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、在宅訪問による面接を行う。また、当該計画作成後においても、居宅介護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう在宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

第7条(利用料・その他の費用)

(1) 事業所は、申請代行、居宅介護サービス計画作成費については、利用者やその家族から一切の費用負担は行わない。

(2) 通常の事業実施区域以外からの要請があったときは、居宅介護支援を行う場合に要した交通費について、利用者の合意を得てから支払いを利用者から受けることができる。交通費は、苫小牧市外⇒当事業所より片道30km 以内無料、31～40km は500円、以降10km ごとに500円加算とする。

第8条（通常の事業の実施区域）

通常の事業の実施区域は、苫小牧市内全域とする。

第9条（苦情・ハラスメント処理）

(1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(3) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第10条（虐待防止に関する事項）

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条(その他、運営についての留意事項)

- (1) 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は医療法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第12条(事業継続計画)

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第13条(衛生管理)

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この運営規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成18年10月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、平成29年11月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

この規定の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。